2　前項の規定により事業年度とみなされた期間については、同項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、附則第三条の規定を適用する。

第六条　最終指定親会社四半期（事業年度の最初の日を含む最終指定親会社四半期及び当該最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期に限る。）の中途において法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社の当該中間事業年度に対する第四条第一号の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む中間事業年度の末日までの期間をそれらの規定の中間事業年度とみなす。

2　前項の規定により中間事業年度とみなされた期間については、同項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、附則第四条の規定を適用する。

第七条　最終指定親会社（附則第五条第一項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社に限る。以下同じ。）の当該最終指定親会社四半期に対する第三条から第五条まで（第三条第一項第二号、第三項及び第四項並びに第四条第二号を除く。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を最終指定親会社四半期とみなす。

一　最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合　最終指定親会社になった日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間

二　最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月を除く。）の末日までの日数が三十日に満たない場合　当該月の翌月の最初の日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間

2　最終指定親会社が附則第五条第一項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月に限る。）の末日までの日数が三十日に満たないときは、当該月を含む最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期の最初の日を当該通知のあった日とみなして、当該日を含む最終指定親会社四半期について、第一条第三号、第三条第一項第一号及び第二項、第四条第一号、第五条並びに附則第二条第二項の規定を適用する。

3　第一項の規定により最終指定親会社四半期とみなされた期間における附則第二条第二項の規定の適用については、同項中「最終指定親会社四半期」とあるのは「附則第七条第一項各号に定める期間」と、「日」とあるのは「当該期間における月の末日の数」とする。

（別紙様式）

（単位：百万円、%、件）

項目	当最終指定親会社四半期	前最終指定親会社四半期					
			資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
適格流動資産　(1)						
1　適格流動資産の合計額						
資金流出額　(2)						
2　リテール無担保資金調達に係る資金流出額						
3　うち、安定預金の額						
4　うち、準安定預金の額						
5　ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額						
6　うち、適格オペレーショナル預金の額						
7　うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額						
8　うち、負債性有価証券の額						
9　有担保資金調達等に係る資金流出額						
10　デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額						
11　うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額						
12　うち、資金調達プログラムに係る資金流出額						
13　うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額						
14　資金提供義務に基づく資金流出額等						
15　偶発事象に係る資金流出額						
16　資金流出合計額						
資金流入額　(3)			資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
17　有担保資金運用等に係る資金流入額						
18　貸付金等の回収に係る資金流入額						
19　その他資金流入額						
20　資金流入合計額						
連結流動性カバレッジ比率　(4)						
21　算入可能適格流動資産の合計額						
22　純資金流出額						
23　連結流動性カバレッジ比率						
24　平均値計算用データ数						

（注）

(1)　適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号。以下「連結流動性カバレッジ比率告示」という。）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2)　資金流出額

a　項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性カバレッジ比率告示第十八条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。)を記載する。